第十三回理事会

ハ年度計画生産乳量五万元

:細胞ペナ体系」運用決定

十九日(木)には、理事十一名(一名欠席)、監事四名が出席し 二十四日(月)には、理事九名(三名欠席)、監事四名が出席。 第十三回理事会は協議事項が多く二日間にわたり開催した。 協議は、総務委員会並びに生産委員会の答申結果を踏まえて、

1

次の十一項目を審議し決定した。

■各委員会からの答申事項

■第五回総務委員会(三月十五日開催)

- 1 新TMRセンターの稼働をモデル とした運営参画意向の取り扱い
- TMRセンター統合に伴う関連諸 規程等の整備

2

4 3 「定年再雇用規程」の一部変更と 「第七次中期三か年計画」の策定骨子

8

正職員転換制度規程」の新設

- (5) 貸倒引当金の引当基準
- 6 預かり金事務取り扱い基準要領の 部変更と事務手数料の改定

第四回生産委員会(二月十八日開催 第五回生産委員会(三月十三日開催

- 新TMRセンターへの運営参加協 程等の整備 ンターの倉庫転用並びに関連諸規 力の提案受け入れ・庄原TMRセ
- 2 飼料イネ(WCS)の刈り取り機械 の取得整備
- 3 平成二十六年度乳価構成
- 4 ティ 平成二十六年度衛生的乳質ペナル
- (5) 平成二十六年度酪農振興資金の使 途

続きを進めることを決定した。

- 6 3 M事業の今後の事業取り組みと 生乳生産基盤維持対策
- 平成二十六年度生乳生産対策並び に生乳計画生産の取り組み
- 造飼料大口奨励金の取り扱い 飼料製造の作業シフト並びに広酪製 新TMRセンターの稼働をモデルと した運営参画意向の取り扱い

9

- 第七次中期三か年計画の策定骨子
- 変更(案) 酪農ヘルパー事業運営規程の一部

11)

(15) (14)

平成二十六年度牛群検定料金

料金・委託料金

平成二十六年度酪農ヘルパー利用

出金制度の新設

任期中途の理事退任の申し出の

事由」があるとして、この受理を決定し 退任したい旨の申し出を受け、「相当の た。これに伴い以後役員の補欠選任手 ▼理事一名から次回通常総会終了後に 取り扱い

平成二十六年度生乳生産対策 並びに生乳計画生産の取り組み

乳量を五万二千歩に決定した。 ▼平成二十六年度事業計画の策定基準

の結果を受け、組合はこの達成に向け て①ラクトコーダの運用による乳質改 目主申告数量は五万四千六百八トンと 生乳生産基盤調査結果による組合員の ▼なお、去る二月一日を基準日とする 13

変更(案)

酪農ヘルパー事業損害賠償準備拠

12

酪農ヘルパー業務委託要領の一

乳生産基盤維持のための「3M事業」、 その他関係する事業に取り組むことを ⑦組合のリース牧場等の運営検討、 成事業」、⑥「移行期」の飼養管理指導、 する奨励措置、 ④「後継牛対策」「自家育成対策」に対 産基盤維持に関連する補助事業、 善指導の推進、 決定した。 ②酪農経営安定及び生 ⑤「需要期増産奨励助 ③ 生

協議三

平成二十六年度乳価構成

定した。しかし、消費税率アップに伴 円七十六銭四厘八毛/㎏以内) い実質税込価格は増額となる。 度乳価構成テーブルは前年度同様と決 委員会の意見を踏まえ、平成二十六年 (平成二十六年度乳価構成控除額は九 ▼生産基盤強化対策委員会並びに生産

協議四

(内容は、本誌パーラー二十一頁)

平成二十六年度衛生的 乳質ペナルティ体系と使途

系による運用を決定した。 既定に基づき平成二十六年度から新体 ティは前年同様、体細胞ペナルティは 委員会の意見を踏まえ、細菌数ペナル ▼生産基盤強化対策委員会並びに生産

> 策として五つの事業への取り組みを決 策として八つの事業、生産基盤強化対 ▼ペナルティの使途は、良質乳出荷対

(内容は、本誌パーラー二十二~二十三頁)

協議五

平成二十六年度酪農振興資金

の使途

てることを決定した。 予算等の要求活動等の活動費強化に充 動」、「乳価値上運動」、「国の酪農関係 酪農政治連盟が行う「TPPの反対運 委員会の意見を踏まえ審議し、広島県 (内容は、本誌パーラー二十頁) 生産基盤強化対策委員会並びに生産

協議六

3M事業の今後の事業取り組みと 生乳生産基盤維持対策

の理事会で審議する。 その着手時期、資金調達方法等は今後 算一億二千万円以内)の事業規模で、 ないながらの事業継続を決定した。 く懸念があり、今後は毎年度検証を行 にあって、事業中止は更なる悪化を招 の弱体化に歯止めがかからない状況下 委員会の意見を踏まえ、生乳生産基盤 ▼生産基盤強化対策委員会並びに生産 なお、平成二十六年度は二百頭(予

協議七

「第七次中期三か年計画」の

は今後整備する方向性を決定した。 十六項目を柱に掲げ、その具体的内容 む事項を事業区分毎に検討した結果 「第七次中期三か年計画」に盛り込

協議八

新TMRセンターの稼働を モデルとした運営参画意向の取り扱い

定した。 正を期すため、契約及び協定内容を決 この提案の受け入れ、個々の対応に適 支援にあたりたい」との提案を受け イネの刈り取り、配送運搬等の部門の MRセンター統合後の製造労務、飼料 入したい」、また、②㈱東酪からは「T からは、「全国のモデル事業として参 対して、①全国酪農業協同組合連合会 ▼新TMRセンターの統合整備事業に

協議九

庄原TMRセンターの **倉庫転用による活用**

収穫機械の保管倉庫としての活用を決 (WCS)のストック、更には飼料イネ 務終了後は、製造飼料製品や飼料イネ ▼庄原TMRセンターでの飼料製造業

定した。

業推進課が管理にあたる。 ▼倉庫には常駐職員を置かず、本所事

協議十

TMRセンター統合に伴う 関連諸規程等の整備

を配置、一方「庄原TMRセンター」は、 ては、平成二十六年四月一日付で同セ 営体制」等を踏まえ十四項目に及ぶ関 る考えから、これらの「人員配置」、「運 を予定。六月からは「庄原倉庫」として、 を図るため、今年五月末迄の製造業務 いては「センター所長」の下に「工場長」 ンターに課長待遇の「センター所長」 ▼新みわTMRセンター運営にあたっ 「みわTMRセンター」への円滑な移行 「工場長」を配置し、指揮命令系統にお 「本所事業推進課」配下で倉庫運営を図

協議十

連諸規程類の改廃を決定した。

飼料イネ(WCS)の刈り取り

機械の取得整備

補助金付き)を活用し取得を決定した。 向上緊急支援リース事業」(二分の 走ラップマシーン二台を「畜産収益力 状の作付状況からして収穫機二台と自 (概算取得予定額二千八百十二万三千円) ・飼料イネ(WCS)の収穫機械は、

酪農ヘルパー事業運営規程の

部変更

審議 ▼酪農ヘルパー 生産委員会での検討結果を受けて 事業円滑化推進委員

一酪農ヘルパー派遣困難時及び緊急時

の料金体系(利用料金・委託料金)の

変更

【現行料金】

32,000 円(@16,000 円× 2 名分)

27,000円(@13,500円×2名)

【現行料金:派遣1名当り】

16,000 円

13,500 円

とし、 要望に応えるため、出役基準を下回っ 農ヘルパー業務委託費表」に、 更は、「酪農ヘルパー利用料金表」と「酪 の場合、派遣人員に関わらず、 きを追加する。(下記事例 て派遣を行なっている現状がある。 時利用に係る緊急対応時に、利用者の 際派遣人員で除した額とする。この変 には出役基準人員分の仕事量があるこ 派遣調整会議及び酪農ヘルパー傷 委託料金は派遣基準人員分を実 利用料金は派遣基準分の料金 出役先 但し書

傷病や緊急時等で出役基準人員3名のところを2名で従事した場合

口酪農ヘルパー傷病時利用における年 (派遣日十二月三十一日から一月三日) 対応を行っており、 傷病時利用互助の場合は、 末年始対応の特別料金の設定 この出役に対し 年末年始

■事例

区

利用料金

委託料金

■表

区

利用料金

委託料金

分

分

同額を委託費に加算する。 て特別料金二千円/日を設定し、 その

内容どおり) に、 金表」と「酪農ヘルパー業務委託費表 この変更は、 但し書きを追加する。 「酪農ヘルパー利用料 (左記表の

この扱いの廃止を決定した。 刻廃止してほしい」との意向を受けて 理において事務的に煩雑であるので即 託契約料金は確定申告など税務上の整 ▼この手法について、 「業務委託契約料金及び業務臨時委 利用組合員から

【改定料金】

48,000円(@16,000円×3名分)

40,500 円(@20,250 円※× 2 名) ※ 1 名当り@13,500 円+ (@13,500 円÷ 2)=20,250 円

【改定料金:派遣1名当り】

18,000 円 (@16,000 円+2,000 円)

15,500 円 (@13,500 円+2,000

年末年始の料金改定内容

三この要領の変更日は平成二十六年四 月一日。

協議十三 酪農ヘルパー事業委託要領の

部変更

みにより行っている。 収し、一方の業務請負対価の支払いは乳 して利用料金は乳代控除による方法で徴 代精算日に併せて別途指定口座に振り込 用料金」、「委託料金」は、各々一万円と 務委託区分の内、農家臨時にかかる「利 務臨時委託契約を締結している。この業 務委託にあたっては、 託要領を定めており、 な推進を図るため、 ▼酪農ヘルパー事業にかかる業務の円滑 酪農ヘルパー業務委 業務委託契約、 この規定に基く業 業

日とする。 ▼この変更日は、 平成二十六年四月

協議十四 酪農ヘルパー 事業損害賠償準備

拠出金制度の新設

責額五千円)に加入している。 物)に備えて、損害保険(一件当りの免 酪農ヘルパー員が業務従事中に起こし た不慮の事故損害(家畜・施設・生産 酪農ヘルパー事業の運営において、

なお、 この問題解決にあたるため、 パー員の過失度合いが軽微な発生事案 償が担保されないことや、 特別会計から負担。 要領」を定め取り組むことを決定した。 協議において問題が生じることから、 において、支払う損害負担額の判断・ 破損事故においては加入保険で全額補 ζ ▼この要領新設日は平成二十六年四 ▼ヘルパー業務中の発生事故にお 三分の一を利用組合員の負担とする。 一をヘルパー事業特別会計から、 팃 回につき十円の負担とヘルパー事業 一事業損害賠償拠出負担金取り扱い ①購入から期間の経過した機器 この財源は、 賠償負担は三分の ヘルパー員の出役 ②酪農ヘル 「酪農へル 残り

協議十五

平成二十六年度酪農ヘルパー 事業に係る利用料金等の設定

基づき審議。 農ヘルパー事業運営規程第九条、 ヘルパー業務委託要領第六条第三項に ▼酪農ヘルパー利用料金の決定は、 酪農 酪

た。 平成二十六年度の酪農ヘルパー利用料 内容も吟味する中で継続審議扱いとし くことを提案したが、委託者との契約 度同様とし、料金かつ委託費を据え置 様に行われる目処が立ったことから、 成している残額を基本基金とし、この 過去より同県と生産者団体の拠出で造 め、広島県による指導助言を受けて、 による前述の事業廃止を補完するた もって終了。受益者負担の増高を補う よる補助金受入が平成二十五年度末を ち、受益者負担を軽減する必要であっ 金と酪農ヘルパー業務委託費は、前年 ため、(一社)広島県酪農協会では、 た「酪農ヘルパー円滑化対策事業」に 元金の取崩手法をもって、これまで同 ▼酪農ヘルパー事業の運営収支を保

協議十六

平成二十六年度牛群検定事業に 係る利用料金等の設定

味する中で継続審議扱いとした。 委託料金を審議したが、委託内容も加 成二十六年度の牛群検定利用料金及び 施要領第八条第一項の定めにより、平 り扱いは、広島県乳用牛群検定事業実 牛群検定利用料金及び委託料金の取

協議十七

「定年再雇用規程」の一部変更と 「正職員転換制度規程」の新設

立 の事業継続を図る上において、退職職 ある。しかし、喫緊の課題である現状 組合員への購買推進と指導体制の確 らの実務経験を有した職員を活かした た経験と実務能力が不可欠とし、これ 停滞を避ける上においては、長年培っ 農政・酪農情勢への迅速な対応、事業 と、その拡売推進指導、転換期にある あって、新たなTMR飼料の供給開始 員ら複数人が定年退職を迎える状況に 来において幹部職員(管理職)や一般職 農所得向上による貢献を目指す考えに ▼組合の業務執行を行う上で、近い将 適材適所による人員配置による酪

> んでいくことを決定した。 保を次期「中期三か年計画」に盛り込 職員の計画的な新規採用による人材確 職員転換制度」を創設し、併せて、正 実務経験のある非正規職員からの「正 行の「定年再雇用規程」の一部変更と 役職に応じた職務遂行を行うため、現 識や技能等をもって、在籍職員の統率 員のこれまでの実務経験を活かした知

平成二十六年四月一日付けとした。 ▼この規程変更並びに新設は、何れも

協議十八

貸倒引当金の引当基準

う規程変更を決定した。 権回収リスクが高い債権への引当を行 ▼貸倒引当基準を現行五十%から 一十五%に引き下げ、必要に応じて債

預かり金事務取り扱い基準要領の 協議十九 一部変更と事務手数料の改定

にかかる事務手数料を七百三十五円と 第五条では、その預り金の払戻手続き 「預かり金事務取り扱い基準要領

> 金の変更は「組合長に一任」と決定し は実額記載をしているが、この改定料 料の改定に関する要領の一部変更(事 き上げられることから、この事務手数 ら消費税率が現行の五%から八%に引 定めている。平成二十六年四月一日か 務手数料の改定は、現行要領の定めで

事務手数料は、消費税率八%の税込料 金として七百五十六円とした。 ▼なお、平成二十六年四月一日以後の

■報告事 項

②平成二十五年度生乳計画生産 ①子会社・山陽乳業(株)の経営状況

③3M事業25の進捗状況 進捗状況

④平成二十五年度乳質ペナルティ の状況

⑤組合員の加入及び脱退の状況

▼資産査定要領の一部改正は平成

一十六年三月三十一日付けとした。

⑦組合に及ぶ事故・クレーム等の ⑥消費税法改正に伴う事業対応 発生状況

⑧平成二十六年四月 人事異動の内で 日付け職員

⑩農林年金の情勢報告 ⑨平成二十五年度決算状況の見込み



もって了承することを決定した。 て「相当な事由」があるとの判断を あった任期途中の退任申し出の取り 会を開催し、 池田道明代表監事は、 理事一名から申出 退任理由とし 第四回監事

理事1名の 「辞任申出」了承 扱いについて審議し、

平成二十五年度実地棚卸監査実施 三月三十一日 組合の各事業場

右は藏崎哲治事業推進課課長補佐 二十五年度期末(平成二十六年 買品、 を実施した。 三月末日現在)の実地棚卸監査 分かれて、組合の各事業場の購 当日は監事四名が四コースに 池 田道明代表監事は、 市乳商品、 生乳、 現金等 平成

(左奥)、

(購買品の実棚を確認する森下政憲監事

の現物数量の確認にあたった。

▼三月は別れ、 もあります。 期とも言います。各地では卒業 多くの人の出入りが多い時期で 式や入学式、転勤や引っ越し等 四月は出会いの時

▼この連載のきっかけは、 間と長期にわたる連載に快く応 集長から執筆を依頼し、 月号をもって最終回となります。 ・本誌「らくのうだより」でも連載 が近畿支店に御栄転となり、今 筆頂いてきたJA西日本くみあ い飼料株式会社の中尾継幸さん コラム「ちょっと聞いてよ」に執 約四年 本誌編

▼毎月五日の原稿締切を厳守し、 必要量の文字数を範囲内でまと められ、尚且つ、読者に読みや じて頂いたものです。 農に関わる興味深い話に至るま すい身近な話題から始まり、 で、落としどころを押さえた原 楽しみの一つにもなりま 編集に携わるスタッフと 乳用牛への理想の給餌「定

費者、

関係団体等への情報発信

に努めて参りたいと思いますの

引き続きご愛読下さいます

▼広酪では四月一日付けで人事異 ▼新天地での今後更なるご活躍と は、 増えました。当組合の広報活動 理課企画広報係の職員がひとり 動が発令されました。これには 解り易く面白い記事と好印象で 時・定量・定質」とも重なりま 農技術・指導情報をはじめ、 います。今後も組合の情勢や酪 を集約したものをベースとして れぞれの場面で取材をし、それ 本誌編集に新たに携わる総務管 あっただけにとても残念です。 した。周囲からの評判も良く 合員の皆さんへの情報提供と消 ご健康をお祈りします。 役職員が一体となって、

T. Y

ようお願いします。